

転 倒

① 安衛法等に基づく規制、ガイドライン

- ・ 安衛法第24条では「労働者の作業行動から生ずる労働災害」に関する規定があるが、具体的な基準は未制定。
- ・ 安衛則では安全な通路や適切な履物等に関する規定が定められているが、具体的な基準までは示されていない。
- ・ つまずき、滑り等の危険のない安全な状態にすることが規定されており「STOP! 転倒災害プロジェクト」に基づき、4 S実施等を事業者に求めている。

② 行政指導

- ・ 労働災害発生事業場に対する再発防止対策に係る指導
- ・ あらゆる機会を捉えての集団指導
- ・ 自主点検の実施
- ・ 好事例集や転倒防止啓発に係るコンテンツの活用等を促し同種労働災害の再発防止対策の樹立を促す。

③ 支援策

- ・ 高齢労働者の安全衛生対策に要した費用を補助する「エイジフレンドリー補助金」により職場環境改善に取り組む中小企業事業者を支援。
 - ※ 「エイジフレンドリーガイドライン」を策定・公表し、段差を解消するなど高齢者が働きやすい職場環境の整備等を推奨。

腰 痛

① 安衛法等に基づく規制、ガイドライン

- ・ 安衛法第24条では「労働者の作業行動から生ずる労働災害」に関する規定があるが、具体的な基準は未制定。
- ・ 「職場における腰痛予防対策指針」を策定し、一般的な腰痛の予防対策のほか、腰痛の発生が比較的多い作業（重量物取扱い作業、立ち作業、座り作業、福祉・医療分野等における介護・看護作業、車両運転等の作業）における対策を示し、その取り組みを事業者に求めている。
- ・ なお、重量物の取扱い等重激な業務に常時従事する労働者については、年2回の健康診断及びその結果に基づく事後措置を事業者に義務づけている。

② 行政指導

- ・ 第3次産業の事業者や重量物取扱い作業を行う事業者に対する集団指導や他の主眼の個別指導等の機会を捉えた指導。
- ・ 保健衛生業や陸運業に対する腰痛予防対策に関する動画の周知。

③ 支援策

- ・ 高齢労働者の安全衛生対策に要した費用を補助する「エイジフレンドリー補助金」により職場環境改善に取り組む中小企業事業者を支援。

上記を踏まえ、今後の方策について有識者からヒアリング

提言を踏まえ、令和4年度より、都道府県労働局に「+Safe協議会」を設置し、小売業及び社会福祉施設における転倒・腰痛災害の防止に向けた取組に着手中